

○久喜市日中一時支援事業実施要綱

平成22年3月23日

告示第93号

改正 平成25年4月5日告示第161号

平成26年3月28日告示第185号

平成26年6月24日告示第325号

平成27年10月1日告示第366号

平成28年3月31日告示第143号

令和3年3月12日告示第126号

令和4年3月4日告示第75号

(目的)

第1条 この告示は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の日中における活動の場の提供等を行う久喜市日中一時支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する地域生活支援事業として厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成18年8月1日障発第0801002号）に基づき実施するものとし、その実施主体は久喜市とする。

2 市長は、前条の目的を達成するため、次条に規定する事業に係るサービス（以下「サービス」という。）を提供する事業者に対し、事業に要する経費の一部を補助するものとする。

(サービスの内容)

第3条 事業者は、次に掲げる場合に、障がい者等の活動の場の提供、障がい者

等の見守り、障がい者等が社会に適応するための日常的な訓練等のサービスを提供するとともに、必要に応じて、サービスの利用に係る送迎を行うものとする。

(1) 障がい者等の家族が疾病、出産、看護、事故、災害、出張等の理由により障がい者等の介護が一時的にできなくなる場合

(2) 障がい者等の家族が一時的に、学校等の公的行事に参加し、冠婚葬祭に出席し、旅行をし、又は休息をとる場合

(事業者)

第4条 サービスを提供できる事業者は、次の各号のいずれかに該当するもので、次条第2項の規定による登録を受けたものとする。

(1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者

(2) 法第30条第1項第2号イに規定する基準該当事業所で短期入所を行う事業者

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者

(4) 久喜市障害児（者）生活サポート事業実施要綱（平成22年久喜市告示第104号）第3条第3項に規定する障害児（者）生活サポート事業登録団体認定書の交付を受けた団体

(5) 旧支援費制度において、短期入所若しくはデイサービスを実施していた事業者

(事業者登録)

第5条 サービスを提供する事業者として登録を希望する事業者は、日中一時支援事業者登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに登録の可否を決定し、日中一時支援事業者登録決定・却下通知書（様式第2号）により前項の申請をした事業者に通知するものとする。この場合において、登録の決定をしたときは、当

該決定をした事業者をサービスを提供する事業者として登録するものとする。

(事業者の職員配置)

第6条 前条第2項の規定により登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、法第77条第1項の規定により市町村が地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業の利用定員を事前に定め、当該日中一時支援事業を利用する者5人に対し1人以上の職員を配置しなければならない。

2 前項に規定する職員は、サービスを利用する者に対し適切な支援を行う能力を有する者とする。

(設備基準)

第7条 登録事業者は、訓練室、相談室、便所その他サービスを行う上で必要な設備を、サービスの提供に支障がない広さで設けなければならない。この場合において、サービスの提供に支障がない場合は、他の設備を兼ねることができる。

(登録事業者の届出義務)

第8条 登録事業者は、第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたとき又はサービスを休止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに日中一時支援事業者登録変更・休止・廃止届（様式第3号）を市長に届け出なければならない。

(対象者)

第9条 サービスを利用できる者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年7月23日埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知

的障害者更生相談所又は児童福祉法第12条に規定する児童相談所において知的障害があると判定された者

(4) 医師により発達に障がいがあると診断された者

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(利用手続)

第10条 サービスを利用しようとする者又はその保護者は、日中一時支援事業利用登録申請書（様式第4号）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに登録の可否を決定し、日中一時支援事業利用登録決定・却下通知書（様式第5号。以下「決定通知書」という。）により前項の申請をした者に通知するものとする。この場合において、登録の決定をしたときは、当該決定をした者をサービスを利用できる者として登録するものとする。

3 前項の規定による登録の有効期限は、当該登録をした日の属する年度の末日とする。

4 第2項の規定により登録された者（以下「利用者」という。）がサービスを利用しようとするときは、利用者又はその保護者（以下「利用者等」という。）は、決定通知書を登録事業者に提示し、直接依頼するものとする。

(利用日数)

第11条 サービスの利用期間は、月7日以内とする。ただし、市長が適当と認めるときは、月7日を超えて利用することができる。

(その他制度との関係)

第12条 サービスは、ホームヘルプサービスその他の障害福祉サービスを利用している時間は利用できないものとする。

(利用者の届出義務)

第13条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、日中一時支援事業利用登録変更・中止届（様式第6号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更したとき。
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があったとき。
- (3) 利用の中止をしようとするとき。

2 決定通知書の交付を受けた者は、決定通知書を毀損し、又は紛失したときは、速やかに日中一時支援事業利用登録決定通知再交付申請書（様式第7号）を市長に提出し、決定通知書の再交付を受けなければならない。

（利用の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第2項の規定による登録を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、第9条に規定するサービスを利用できる者でないことが判明したとき。
- (2) 第10条第1項の規定により申請をした者が、不正又は虚偽の申請により決定通知書の交付を受けたとき。
- (3) その他市長がサービスの利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、日中一時支援事業利用登録決定取消通知書（様式第8号）により、決定通知書の交付を受けた者に通知するものとする。

（登録事業者補助額及び利用者等負担額）

第15条 利用者等がサービスを利用したときに負担する額（以下「利用者負担額」という。）は、別表第1に掲げる額の100分の10とする。

2 旧支援費制度においてデイサービスを実施していた事業者を利用する場合の前項の適用については、同項中別表第1とあるのは、別表第2とする。

3 第1項の規定にかかわらず、利用者負担額が別表第3に定める利用者負担上

限月額を超えるときの利用者負担額は、その上限額とする。ただし、市民税非課税世帯又は市民税課税世帯であって所得割16万円（障がい児にあつては28万円）未満である世帯に属する者で、次に該当するものの負担上限月額は、当該負担上限月額に4分の1を乗じて得た額とする。

(1) 預貯金等の額が500万円（家族同居の場合にあつては1,000万円）以下である者

(2) 親族等が現に居住する不動産その他一定の不動産以外の固定資産を所有していない者

4 市長は、登録事業者に対して、別表第1及び別表第2に掲げる額から前3項に規定する利用者負担額を控除した額を補助するものとする。

(登録事業者の遵守事項)

第16条 登録事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 登録事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 登録事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡をするとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 登録事業者は、利用者等に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスの提供に従事する職員の有する資格、経理状況等を明示しなければならない。

5 登録事業者及び職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

6 登録事業者及び職員は、利用者への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。

7 登録事業者は、利用者へのサービス提供、職員及び会計に関する諸記録を整備し、サービスを提供した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(利用者等の遵守事項)

第17条 利用者等は、決定通知書を他人に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市日中一時支援事業実施要綱（平成18年久喜市告示第344号）又は鷲宮町障がい者日中一時支援事業実施要綱（平成18年鷲宮町告示第66号）の規定によりなされた登録、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年4月5日告示第161号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第185号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月24日告示第325号）

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日告示第366号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第143号）

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の久喜市心身障がい児通園施設利用者負担額助成要綱様式第2号、久喜市子どものショートステイ事業実施要綱様式第2号（裏）、久喜市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱様式第3号（裏）及び様式第6号（裏）、久喜市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱様式第4号（裏）及び様式第8号（裏）、久喜市高齢者日常生活用具購入費助成事業実施要綱様式第3号（裏）及び様式第6号（裏）、久喜市家族介護用品支給事業実施要綱様式第6号（裏）、久喜市補装具費の代理受領に関する要綱様式第2号（裏）、久喜市日中一時支援事業実施要綱様式第2号（裏）、様式第5号（裏）及び様式第8号（裏）、久喜市移動支援事業実施要綱様式第2号（裏）、様式第5号（裏）及び様式第8号（裏）、久喜市地域活動支援センター事業実施要綱様式第2号及び様式第6号、久喜市地域生活支援事業補助金交付要綱様式第2号（裏）、久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱様式第2号（裏）、久喜市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱様式第2号（裏）及び様式第7号（裏）、久喜市障がい者就職支度金支給要綱様式第3号、久喜市紙おむつ給付事業実施要綱様式第5号（裏）、久喜市介護サービス利用者負担助成要綱様式第3号及び様式第4号、久喜市訪問介護利用者負担額軽減要綱様式第2号、久喜市地域密着型サービス事業者等指導及び監査実施要綱様式第7号、様式第9号及び様式第10号、久喜市住民基本台帳実態調査に係る事務取扱要綱様式第6号、久喜市被災者住宅再建支援金交付要綱様式第4号、様式第8号及び様式第9号、久喜市養育支援訪問事業実施要綱様式第4号及び様式第9号、久喜市多子軽減措置に伴う償還払による障害児通所給付費支給要綱様式第3号並びに久喜市児童手当事務「住民用」取扱要綱様式第4号（裏）、様式第6号（裏）、様式第7号（裏）、様式第8号（裏）、様式第9号（裏）、様式第10号（裏）、様式第13号（裏）、様式第14号（裏）、様式第15号（裏）、様式第16号（裏）及び様式第21号は、この告示の施行の日以後にされる処分について適用し、同日前にされた処分については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月12日告示第126号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月4日告示第75号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第15条関係）

		日額（円）		
		4時間以下	4時間超8時間以下	8時間超
障がい者	障がい者支援施設等で実施			
	区分6	2, 220	4, 450	6, 670
	区分5	1, 890	3, 780	5, 670
	区分4	1, 560	3, 120	4, 680
	区分3	1, 400	2, 810	4, 210
	区分2	1, 220	2, 450	3, 670
	区分1	1, 220	2, 450	3, 670
	療養介護事業に係る施設（医療施設）で実施			
	療養介護対象者	6, 000	12, 000	18, 000
	その他	3, 500	7, 000	10, 500
障がい児	知的障がい児施設等で実施			
	区分3	1, 890	3, 780	5, 670
	区分2	1, 480	2, 960	4, 440
	区分1	1, 220	2, 450	3, 670
	重症心身障がい児、肢体不自由児施設（医療機関）で実施			
重症心身障がい児	6, 000	12, 000	18, 000	

その他	3, 5 0 0	7, 0 0 0	1 0, 5 0 0
食事提供加算	6 8 0	6 8 0	6 8 0
送迎加算（片道）	5 4 0	5 4 0	5 4 0

- (1) 障がい者の区分1から区分6までについては、法第21条第1項に規定する障がい者等の障害支援区分をいう。
- (2) 障害支援区分の認定を受けていない障がい者については、障がい程度判定における2次判定の区分を適用する。
- (3) 障がい児の区分1から区分3までについては、介護給付費の短期入所の区分に準ずる。
- (4) 「その他」は医療施設において、医療が必要と認められた遷延性意識障がい者等に対して提供した場合に適用する。

別表第2（第15条関係）

区分	基準額
4時間未満	2, 9 8 0円
4時間以上～6時間未満	4, 9 6 0円
6時間以上	6, 4 5 0円
送迎を利用した場合	1回につき片道5 4 0円
食事の提供を受けた場合	1食につき 4 2 0円
入浴の提供を受けた場合	1回につき 4 0 0円

備考1 利用者の区分は法第21条に基づく障害支援区分認定調査により判定する。なお、すでに当該調査の判定を受けている者にあつては、障害支援区分の有効期間においてその区分とする。

備考2 「その他」は医療施設において、医療が必要と認められた遷延性意識障がい者等に対して提供した場合に適用する。

備考3 利用者の心身の状況、介助等を行う家族の状況等からみて送迎を行うことが必要と認められる場合、その居宅と事業者との間の送迎の費用として

片道540円を加算する。

別表第3（第15条関係）

区分	利用者負担上限月額
生活保護世帯	0円
低所得1	15,000円
低所得2	24,600円
一般世帯	37,200円

備考

- 1 生活保護世帯とは、生活保護費受給世帯をいう。
- 2 低所得1とは、市町村民税非課税世帯であって障害者又は保護者の収入が80万円以下である者をいう。
- 3 低所得2とは、市町村民税非課税世帯であるもののうち、低所得1に該当しない者をいう。
- 4 一般世帯とは、市町村民税課税世帯をいう。
- 5 市町村民税課税世帯のうち最多納税者の市町村民税（所得割）が46万円以上の世帯は支給対象外とする。

様式第1号(第5条関係)

日中一時支援事業者登録申請書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地
申請者 団体名
代表者名

次のとおり、日中一時支援事業の事業者登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

フリガナ			
事業者名			
フリガナ			
事業者所在地	(〒 —)		
連絡先	電話番号		FAX番号
職員の配置状況	フリガナ		
	事業者責任者氏名		
	職員数	人(常勤	人・非常勤
同一事業所で実施している他の事業等			
サービス提供日・時間帯	曜日	月・火・水・木・金・土・日・祝日	
	時間帯	:	~ :
利用定員	人		
主たる対象者	制限なし・身体障がい者・知的障がい者・障がい児・精神障がい者		

(添付書類)

- 1 指定障害福祉サービス事業者又は基準該当事業所で居宅介護を行う事業者を証する書類
- 2 職員名簿
- 3 事業所平面図

様式第2号(第5条関係)

(表)

日中一時支援事業者登録決定・却下通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のあった、日中一時支援事業者登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

登 録 番 号	第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
事 業 所	所 在 地	
	名 称	
	代 表 者 名	
却 下 の 理 由		
備 考		

教示

裏面のとおり

(裏)
教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号(第8条関係)

日中一時支援事業者登録変更・休止・廃止届

年 月 日

久喜市長 あて

所在地
届出者 事業者名
代表者名

日中一時支援事業の事業者登録に係る変更・休止・廃止を次のとおり届け出ます。

登録番号	第	号
変更・休止・廃止の理由		
変更の内容	変更前	変更後
備考		

(添付書類)

- 1 職員が新たに追加となった場合は、従業者名簿を添付してください。
- 2 事業所が移転した場合は、移転先の事業所の平面図を添付してください。

様式第4号(第10条関係)

(表)

日中一時支援事業利用登録申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住所
申請者 氏名 (対象者との続柄)

次のとおり日中一時支援事業の利用登録を受けたいので申請します。

対象者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日										
	住所	電話番号 ()												
	個人番号													
	本年1月1日の住所												住所地と異なる自治体で住民税が課税されている場合は、その市区町村を記入してください。	
	昨年1月1日の住所													

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神保健福祉 手帳番号	
更生相談所、児童相談所等の 判定・診断の有無		有・無 (判定機関名) (判定年月日)			

他のサービス利用の状況	障害福祉サービス	障害支援区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
		利用中のサービスの種類、内容等				
	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 1 2 要介護 1 2 3 4 5	
利用中のサービスの種類、内容等						

申請する支援の内容	
-----------	--

(裏)

同意書

申請に係る対象者の障害者関係情報及び対象者と同一の世帯に属する者の個人住民税賦課徴収情報の照会について、久喜市に権限を付与することに同意します。

年 月 日

(対象者)

住所

氏名

(保護者又は後見人)

住所

氏名

対象者との続柄

様式第5号(第10条関係)

(表)

日中一時支援事業利用登録決定・却下通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

印

年 月 日付で申請のあった、日中一時支援事業利用登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

1 決定

登録番号	第 号	有効期間	年 月 日まで
対象者	フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号 ()	

決定内容	費用負担	
	支援内容	

注意事項	1 日中一時支援事業を利用する際は、この通知書を登録事業者に提示して下さい。 2 記載事項等に変更があったときには、久喜市長にその旨届け出てください。
------	--

2 却下

却下理由	
------	--

教示

裏面のとおり

(裏)
教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第13条関係)

日中一時支援事業利用登録変更・中止届

年 月 日

久喜市長 あて

住 所
届出者
氏 名

日中一時支援事業の利用登録に係る変更・中止を次のとおり届け出ます。

対象者	フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号 ()	

身体障害者 手帳番号	療育手帳 番 号	精神保健福 祉手帳番号
更生相談所、児童相談所等の 判 定 ・ 診 断 の 有 無	有 ・ 無 (判定機関名) (判定年月日 年 月 日)	

変更事項	変 更 前	変 更 後
氏 名 等		
住 所		
そ の 他		
備 考		

様式第7号(第13条関係)

日中一時支援事業利用登録決定通知再交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所
申請者
氏 名

日中一時支援事業利用登録決定通知書の再交付を受けたいので次のとおり申請します。

登 録 番 号	第 号		
対 象 者	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏 名		
	住 所	電話番号 ()	

再 交 付 の 理 由	
-------------	--

様式第8号(第14条関係)

(表)

日中一時支援事業利用登録決定取消通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付け 第 号で決定した日中一時支援事業利用登録について、次のとおり取り消したので通知します。

登録番号	第 号	有効期間	年 月 日まで
対象者	フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号 ()	

取消理由	
------	--

教示

裏面のとおり

(裏)
教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第13条関係)

様式第7号 (第13条関係)

様式第8号 (第14条関係)